

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人平木国際特許事務所 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒105-6232 日本国東京都港区愛宕二丁目5-1 愛宕グリーン ヒルズMORIタワー32階		発送日 (日.月.年) 19.06.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 PH-7339-PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/010440	国際出願日 (日.月.年) 16.03.2018	優先日 (日.月.年) 07.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C12M3/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社日立製作所			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 06.06.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 竹内 祐樹	4B 5082
		電話番号 03-3581-1101 内線 3448	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-11	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-11	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-11	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : WO 2016/043488 A1 (CEFO CO., LTD)
 2016.03.24, 請求項1-12、段落 [35]、実施例
 & US 2017/0283768 A1, 請求項1-12、段落 [0033]、実施例
 & JP 2017-527297 A & EP 3196298 A1 & KR 10-2016-0034541 A
 & CN 107075476 A
- 文献2 : JP 2016-111988 A (株式会社リコー)
 2016.06.23, 特許請求の範囲、段落 [0024]、[0098]、[0100]
 (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 2001-190267 A (三井化学株式会社)
 2001.07.17, 請求項3
 (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2013-99285 A (大日本印刷株式会社)
 2013.05.23, 実施例1
 (ファミリーなし)

本願の請求項1-11に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4に対し、進歩性を有する。

文献1には、37℃での粘度が $10^0 - 10^6$ mPa・sであるヒドロゲルをコーティングした細胞培養容器が記載され、当該ヒドロゲルが培養温度未満においてゾル状態に変わることも記載されている (特に、請求項1-12、段落 [35])。

文献2には、せん断粘度が500 mPa・s以上であるゲル状態をとる組成物を基体上に配して細胞培養を行うことが記載され、当該組成物がポリマー粒子分散液であることや、32℃以下においてゾル状態で存在することも記載されている (特に、特許請求の範囲、段落 [0024]、[0100])。

文献3には、ポリブテンを材料とする培養容器が記載されている (特に、請求項3)。

文献4には、細胞培養容器の製造に当たり、ポリイソブチレンをトルエンに溶解して接着剤層を形成したことが記載されている (特に、実施例1)。

(補充欄に続く。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

ここで、本願の請求項 1 においては、流動性材料が流動性を有する温度が特定されていないことから、培養温度未満において流動性を有する文献 1 - 2 にそれぞれの記載の発明も、本願における「流動性」を有するものと認められる。

そうすると、本願の請求項 1 に係る発明は、「流動性材料の含水率が 20%以下」であることを特定する点で、文献 1 - 2 にそれぞれ記載の発明と相違する。

上記相違点について検討する。

文献 1 には、ヒドロゲルの濃度が 1 - 40%であり、溶媒が水であることが記載されている（特に、請求項 4、実施例）。

また、文献 2 には、ポリマー粒子分散液を得るに当たり、ポリマー粒子を純水にて 10質量%で分散させ、滅菌した後培地で 0.4質量%に希釈したことが記載されていること（特に、[0098]）。

そうすると、文献 1 に記載のヒドロゲルと、文献 2 に記載のポリマー粒子分散液とは、双方とも水性溶媒を主成分とするものと認められるところ、文献 1 - 2 の記載のほか、文献 3 - 4 の記載を考慮しても、文献 1 - 2 にそれぞれ記載の発明において、流動性材料の含水率を 20%以下とする動機付けを見いだすことができない。

したがって、上記相違点は、当業者といえども容易に想到し得ないものである。